

## 動物愛護管理法の運用に関する問い合わせ（アンケート）結果

実施期間：2015年9月14日～11月11日

実施：PEACE～命の搾取ではなく尊厳を <http://animals-peace.net/>

- 結果**
- ・犬猫等健康安全計画を、全国で少なくとも180事業者が未提出。  
(4分の1は廃業・休業もしくはその可能性が高い)
  - ・犬猫等販売業者定期報告届出書を、全国で少なくとも2,202事業者が未提出。  
(平成26年度分、5月30日提出締切)
  - ・第一種動物取扱業の登録に関し、自治体間に運用の違いがある。
    - ✓ 立入検査後に登録となるかどうか
    - ✓ 土地・建物の権限を有することの確認方法
    - ✓ 2日以上 of 短期間営業（展示・販売）について、動物取扱業の登録を求め  
るかどうかにより自治体間に解釈の違い

当会では、動物保護の観点から、これまで生体の移動販売や短期間の展示営業等の業形態に疑問を持ちつつ活動してきたところですが、その中で第一種動物取扱業の登録に関する運用が自治体によってまちまちであることを実感しています。そのため、現状全国的にどのような運用が行われているのかの全体像を把握したく、全国の自治体に問い合わせを行いました。結果は以下の通りです。

集計対象自治体数：98自治体（動物取扱業に関する業務を所管する自治体すべて）

実施期間：2015年9月14日～11月11日

### 登録時に立入検査が必須かどうかについて

**質問1** 動物を飼養する施設を持つ事業者に関し、第一種動物取扱業の登録は、現地への立入検査が済んでから正式に登録となりますか。それとも立入を経ずに書類審査のみで正式に登録となりますか。短期間の移動展示・販売等に関して対応が異なる場合等、例外があれば教えてください。

※注：記述から実態として(3)と思われるものは(3)としてカウントした。

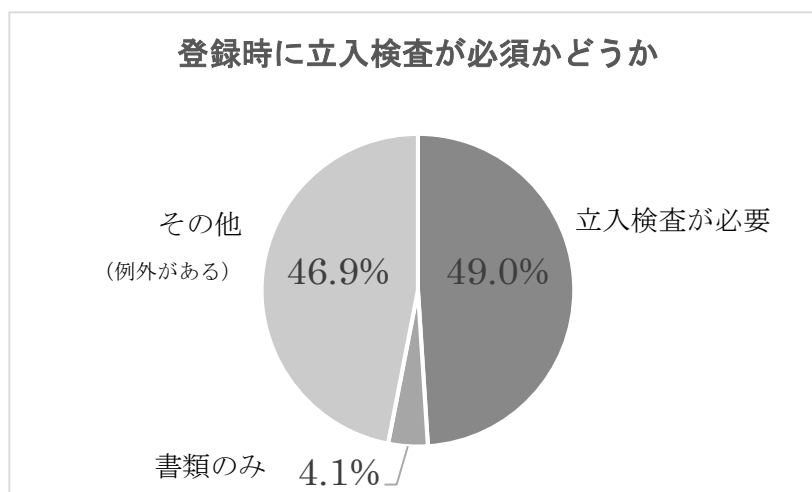
(1) 立入検査で現地確認が済んでから正式に登録となる	48件	(49.0%)
(2) 申請書類の審査だけで正式に登録となる	4件	(4.1%)
(3) <u>その他（例外がある場合等）</u>	46件	(46.9%)



主な例外記載（重複カウントあり）：

短期である場合	22件
広告を行う場合	6件
短期であり、かつ広告を行う場合	8件
設置する見込みがあること（施行規則第三条第7号該当）	8件

その他、登録は書類審査のみだが前後して立入、早期に申請が出た場合、日祝のみ営業の場合、やむを得ない場合、など



**補足** 2015年夏、レニングラード国立舞台サーカスが20日間で全国16カ所を巡業した際、当日立入が終わるまで正式な登録としないとした自治体と、事前に書類審査で正式登録とする自治体と、大きく二手に対応が分かれたため、質問した。アンケート結果も同様に、ちょうど半々であった。

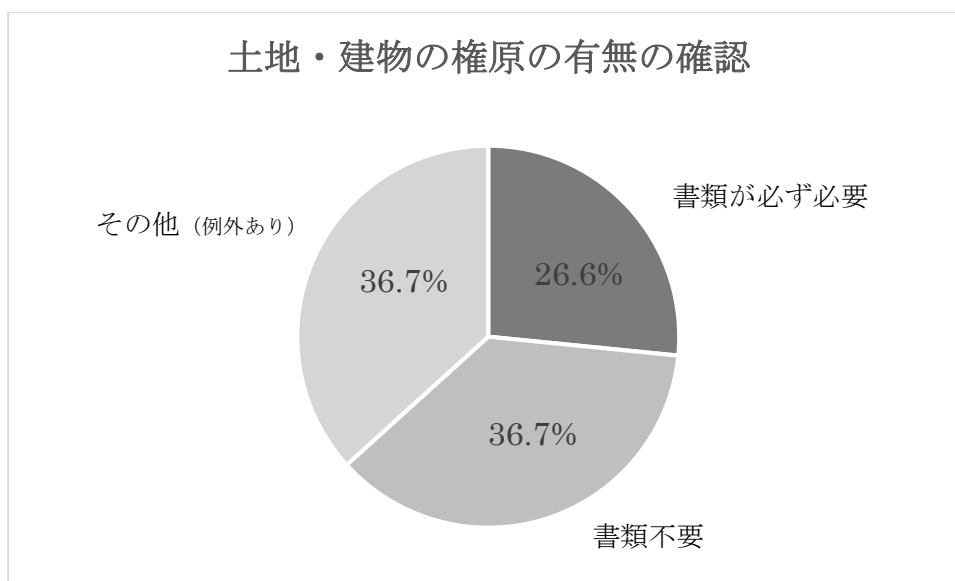
### 土地・建物の権原の有無の確認について

**質問2** 第一種動物取扱業の登録に際し、土地・建物について権原を有することを証明する書類の提出は必要ですか。

※注：重複回答については、記述から実態として(3)と思われるものを(3)としてカウントした。また、第一種動物取扱業登録申請書(様式第1)の「9 権限の有無」欄にて確認しているもの及び口頭での確認は、実質書類の確認をしていないものとして、(2)にカウントした。

<b>(1) 必ず必要</b>	<b>26件 (26.6%)</b>
⇒書類が提出できない等の場合のために独自の書式を	
a) 作成している	15件 (57.7%)
b) していない	11件 (42.3%)
<b>(2) 不要</b>	<b>36件 (36.7%)</b>
<b>(3) その他</b>	<b>36件 (36.7%)</b>
↓	
<b>その他内訳：</b>	
賃貸物件の場合に提出	19件
賃貸物件の場合に確認	2件
必要に応じて提出	5件
自己申告に疑義、不明瞭な場合に確認	2件
書類確認・提示を求める(提出は必須でない)	4件

その他、原則提示を求めているが口頭による確認も可能としている、提出・提示に協力を求めている、など。



**補足** 神社でのお祭り時の露店営業について、露店業者が第一種動物取扱業の登録を神社の住所で受けていることを神社が知らなかった事例があったため、質問した。書類の提出を不要としている自治体が約 3 分の 1 あるが、登録申請書の記入（自主申告）のみで確認しているものと思われる。

### 動物取扱責任者の重複について

**質問 3** 第一種動物取扱業の登録に際し、貴自治体では、既に他の事業所で動物取扱責任者となっている者が別の事業所で重複して責任者になることはできますか。（複数回答可）

- |  |              |
|--|--------------|
| (1) なることはできないし、他で責任者になっていないか確認している     | 67 件 (68.4%) |
| (2) なることはできないが、他で責任者になっていないか特に確認はしていない | 28 件 (28.6%) |
| (3) 同一自治体内等近隣の施設であれば重複して責任者になることができる   | 1 件 (1.0%)   |
| (4) なることができる                           | 3 件 (3.1%)   |
| (5) <u>その他 (例外等)</u>                   | 13 件 (13.3%) |



※複数回答可のため合計は 100%を超える。

その他内訳：

短期イベント、移動販売・展示などの場合に認める場合があるとしたもの 7 件

その他、

- 2 店舗で営業し、同時に開店しないとして重複している事例がある
- 時間帯を分けて、施設ごとの管理が確実に実施できることが確認できる場合
- 業種の特異性から支障がないと判断した場合に異業種で責任者の兼任を認めた例がある、など

**補足** 過去に、3 か所（2 つの自治体にまたがる）の常設施設で動物取扱責任者である上に、さらにペットイベントの責任者となった人物がいたため、質問した。

## 2日間以上の短期営業について、登録が必要かどうか

**質問4** 下記のような事例の場合、貴自治体では第一種動物取扱業の登録は必要ですか。例外があるかどうか、教えてください。

事例) 既に住所Aで第一種動物取扱業の登録を受けている業者が、住所Bで2日間～数日間の販売もしくは展示のイベントを行う。住所Bは貴自治体の管轄内である。イベントは営利目的である。

※注：コメントから実質(2)と思われるものは(2)でカウントした。

(1) 登録は必ず必要 58件 (59.2%)

(2) 登録しなくてよい例外がある 39件 (39.8%)

(例：夜間動物を住所Aに連れ帰っていれば登録が必要ない、等)



例外内訳：

夜間動物を住所Aに連れ帰っている場合 15件 (38.4%)

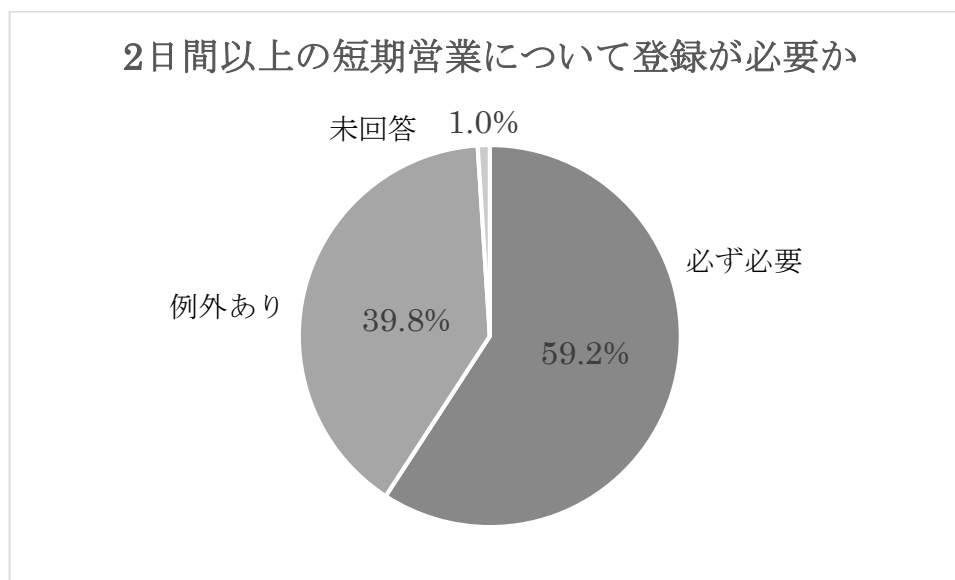
夜間動物を住所Aに連れ帰り、なおかつ施設が撤去される場合 4件 (10.3%)

営業が合計24時間を超えない場合 9件 (23.1%)

夜間動物を住所Aに連れ帰り、なおかつ営業が合計24時間を超えない場合 6件 (15.4%)

その他5件 (12.8%)、住所Aが県外の場合など。

未回答 (事例なし) 1件 (1.0%)



**補足** 2日間のふれあいイベントで登録をさせている自治体とさせていない自治体がある。おおむね24時間を超えない場合に登録不要とする見解の解釈が大きく異なっている。

## 土地・建物の権原を喪失した場合の対応

**質問 5-①** 短期間の販売もしくは展示のイベントのために第一種動物取扱業の登録を受けていた業者が、イベント終了にともない土地・建物の権原を喪失した場合（土地・建物の賃貸期間が終了した場合）、貴自治体ではどのように対応していますか。（複数回答可）

(1) 廃業届を提出させている	89 件 (90.7%)
(2) 変更届を提出させている	11 件 (11.3%)
(3) 飼養施設設置届出書を出させている	3 件 (3.1%)
(4) 特に何もしない（5年間の有効期限が切れるまで放置）	4 件 (4.1%)
(5) <u>その他</u>	8 件 (8.2%)



※複数回答可のため合計は 100%を超える。

その他内訳：

同じ場所で繰り返しイベントを実施する場合	4 件
事例なし	2 件

その他、土地建物権原を有する者が了承している場合など。

**補足** 短期間の展示・販売イベントは、終了すれば土地・建物の権原を失することがほとんどであり、登録が継続されている事例があることに疑問を持ったため質問した。

**質問 5-②** 貴自治体で第一種動物取扱業の登録を受けている者のうち、短期間営業だった等の理由で、現在、土地・建物の権原を喪失していることが明らかな登録業者はいますか。

(1) いる	24 件 (24.5%)
⇒数字の記入のあった 18 自治体で合計 <u>約 56 事業者</u>	(おおよそでも構わないとして聞いた)
(2) いない	65 件 (66.3%)
(3) 期限を把握していないのでわからない	8 件 (8.2%)
未回答（事例がない）	1 件 (1.0%)

## 登録業者一覧のインターネット公開について

**質問 6** 第一種動物取扱業登録業者の名簿のインターネット上での公開を行っていますか。行っていない場合、理由を教えてください。

※一部のみインターネットで公開している自治体が(1)と(3)の重複回答となっているので合計は 100%を超える。

(1) 既に行っている	33 件 (33.7%)
更新頻度： 年 1 回	8 件
年 1～2 回	2 件

6カ月に1回	3件
3カ月に1回	8件
毎月	5件
随時	4件

- (2) 検討中 25件 (25.5%)  
 (3) 行わない 41件 (41.8%)



行わない理由の内訳 (重複カウントあり):

閲覧を行っているため	22件
法律上の閲覧にインターネット公開は含まれないと解釈	5件
要望がない	5件
個人情報	3件
情報公開等、他の方法で提供しているため	13件
その他、インターネット上での公開が適切な閲覧方法であるか判断できない、未検討、など。	

**補足** 合法的な業者であるかどうかの確認が容易にできるため、インターネット上での公開が望ましいとの観点で質問をした。

### 犬猫等販売業者の法令順守状況について

**質問7-①** 犬猫等健康安全計画の提出をまだ行っていない犬猫等販売業者はいますか。現在いる場合、どのような対応をしているか教えてください。また、提出しなかった事業者に対して下記の対応を行った事例はありますか。(複数回答可)

- (1) 現在、未提出事業者はいない 72件 (73.5%)  
 (2) 現在、未提出事業者がいる 24件 (24.5%)

件数：記入のあった22自治体で少なくとも180事業者が未提出  
 うち少なくとも約42事業者が廃業もしくは休業状態にあるものと思われる。

対応：電話・口頭で指導、通知を出した、責任者研修会で指導など。

- (3) 未提出事業者がいたが以下の対応を行った

a) 勧告・命令を行った	1件 (結果、提出したのは 3事業者)
b) 犬猫の販売を行わないよう変更させた	3件 ( // 3事業者)
c) 廃業届を出させた	5件 ( // 6事業者)
d) 登録の取消を行った	0件
e) その他:	8件



その他内訳: 指導・督促を行った、口頭及び文書指導、立入検査を行い提出するよう指導した、

飼養施設なしの仲介のみに変更させた、など。

**補足** (3)の選択肢に電話・口頭指導を含めていないため、これらによる指導を行った自治体はもつとあるものと思われる。

**質問7-②** 犬猫等健康安全計画に従った実態があるかどうかの確認は、どのようにして行っていますか。(複数回答可)

(1) 全事業者に抜き打ちの立入を行う	15件	(15.3%)
頻度：年1回、もしくは1～2年に1回	11件	
2年に1回、もしくは2年～3年に1回	3件	
事業者・取扱数による	2件	
(2) 全事業者に日時を通告しての立入を行う	21件	(21.4%)
頻度：年1回もしくは1～2年に1回	15件	
2年に1回もしくは2年～3年に1回	2件	
新規・更新申請等があったとき、5年に1回	2件	
不明	2件	
(3) 指導監視の実施計画を立てており、それに従って立入を行う	44件	(44.9%)
(4) 通報・苦情等のあった事業者に対して立入を行う	87件	(88.8%)
(5) 記載されている動物病院・ショップ・愛護団体等に確認をとる	3件	(3.1%)
(6) 犬猫等販売業者定期報告届出書の内容と照合する	30件	(30.6%)
(7) その他	12件	(12.2%)



※複数回答可になっているので合計は100%を超える。

その他内訳：

- 施設への監視は適宜行い、その際に実態の確認、指導を実施している。
- 抜き打ちの立ち入りを行った結果、都合がつかない場合には日程を業者と調整して再度立ち入り検査を行う。
- 各施設の実情に鑑みて、定期的に立入検査を行う。
- 動物取扱業更新時に確認する。
- 50頭(匹)以上飼育している取扱事業者については定期的に監視している。
- 規模により優先順位を付けて抜き打ちで立入り。ただし、不在の可能性が高い事業者は日時を決めて立入をする場合もある。
- 事業者数の少ない保健所では、全事業者に対して年1～2回程度、抜き打ちの立ち入り検査を行っている。

など。

**補足** 最も回答が多かったのは、「通報・苦情等のあった事業者に対して立入を行う」だが、他の選

択肢との重複も多い。「通報・苦情等があった事業者に対して立入を行う」のみの回答であった自治体は **16 自治体 (16.3%)**。

**質問 7-③** 平成 26 年度分の犬猫等販売業者定期報告届出書の提出状況について教えてください。(複数回答可)

- |                   |      |         |
|-------------------|------|---------|
| (1) 現在、未提出事業者はいない | 26 件 | (26.5%) |
| (2) 現在、未提出事業者がいる  | 66 件 | (67.3%) |

件数：件数の記入のあった 62 自治体で、およそ 2,202 事業者が未提出

主な対応：

- 電話
- 催告通知、ハガキ等、書面を送付
- すでに廃業している業者については、廃業届を提出するよう指導
- 動物取扱責任者研修会での指導
- 立入検査（予定あり、その場で書かせている、など）
- 勧告・命令を見すえて指導中、など

- |                         |      |                 |
|-------------------------|------|-----------------|
| (3) 未提出事業者がいたが以下の対応を行った | 11 件 | (11.2%)         |
| a) 勧告・命令を行った            | 0 件  | (結果、提出したのは 0 件) |
| b) 過料に処した               | 0 件  |                 |
| c) その他                  | 13 件 |                 |



その他の内訳：電話、督促文書・通知を送った、施設への立入による督促、  
(施設監視時に) 場合によりその場で記入させ提出させる、など。

**補足** (3)の選択肢に電話・口頭指導を含めていないため、これらによる指導を行った自治体はもつとあるものと思われる。

## その他

**質問 8** その他、自治体間で対応が異なると感じていらっしゃる点がありましたら教えてください。

記入があったのは 5 自治体で、以下の通り。

- 取扱責任者の資格要件が異なる場合が多い
- 動物愛護管理法は自治事務であるので、各自治体で取扱が異なるのは当然と考える。
- 移動展示における動物の個体管理に対する指導の仕方
- 犬の登録、狂犬病予防注射の徹底指導について。中核市、政令市は登録台帳を所有しているため指導しやすいが、都道府県は困難な部分がある。
- 各種イベント等の登録期間について

以上